

園芸設備電気料金緊急補填事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、高騰した電気料金が、園芸作物用の電気設備を用いる生産者の経営に及ぼす影響を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、予算の範囲内において、園芸設備電気料金緊急補填事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 この補助金の交付対象となる事業実施主体、取組主体、事業内容、補助対象経費、補助率等は別表1及び2のとおりとし、令和5年度予算の範囲内において交付するものとする。ただし、算出された補助金の金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の取扱い)

第3 事業実施主体は本事業の趣旨を鑑み、県から補助金が交付された後は、速やかに取組主体へ補助金を配分しなければならない。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定により事業実施主体が提出する補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 園芸設備の電気利用状況報告書（別記様式第2号）
- (2) 電気料金按分計算シート（別記様式第2号 別紙1）
- (3) 電気使用実績証拠書類（請求書の写し等の電気料金が確認できる書類）
- (4) 出荷実績が分かる書類（対象期間に園芸作物を出荷したことが確認できる伝票等）
- (5) 主要な電気設備の写真
- (6) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）
- (7) 宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行されたもの。）
- (8) 事業実施主体が農業法人以外の場合は、事務経費証拠書類（領収書の写し等）
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 知事は、第2項第6号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛て照会することができる。

(交付決定及び額の確定)

第5 知事は、第4の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときには、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不相当と認めるとき又は予

算上の理由等により補助金を交付することができないときには、書面により申請者に通知するものとする。

- 3 規則第12条の規定による実績報告については、規則第3条の規定による申請書の提出により補助金の実績報告があったものとみなし、規則第13条に規定する額の確定については、第1項の規定による交付決定により補助金の額の確定があったものとみなす。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(実施状況の確認)

第7 知事は、事業参加者への補助金の配分状況等を確認するため、補助金の事業実施主体に対して調査を行うことができる。

(返還請求)

第8 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第8条の規定に基づき、当該各号に定める交付を受けた補助金の額を返還しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 提出した書類に偽りその他悪質な不正があった場合又は園芸作物に係る電気利用実態がないことが明らかとなった場合 全額

(2) 申請された電気使用量が本事業における目的とは異なる用途に利用されていたことが明らかとなった場合 当該電気料金に係る補助金相当額

(3) 補助金の交付決定を取り消された場合 全額

(4) 前各号に掲げる場合のほか、知事が交付した補助金を返還させることが適当と認める場合 知事がその都度定める額

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による補助金の返還を命じられたときは、当該命令のなされた日から15日以内に必要額を納付しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により補助金の返還を求められた者が、前項に規定する期限内に返納を完了しない場合には、未納期間に応じて、未納金額に年10.95%の割合で計算した加算金を徴するものとする。

(書類の提出)

第9 この要綱により事業実施主体から知事に提出する書類の部数はそれぞれ1部とし、事業実施箇所を所轄する地方振興事務所又は地域事務所長（以下「所長」という。）を経由するものとし、所長はその写しを保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する所長を経由するものとする。

(書類の保存)

第10 交付対象者は、交付申請及び補助金の交付に係る証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

別表1 園芸設備電気料金緊急補填事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業実施主体	次の（１）から（３）のいずれかに該当し、（４）及び（５）を満たす者 （１）農業協同組合法（昭和 22 年法第 132 号）に規定する農業協同組合 （２）取組主体の要件を満たす農業法人 （３）その他営農集団（３戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。） （４）暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。 （５）県税に未納がないこと。
取組主体	次の（１）から（４）を全て満たす者 （１）法人（事業として農業を営む株式会社（旧有限会社を含む。）、合名会社、合資会社、合同会社及び農事組合法人をいう。）にあっては県内に事業所を置く者であり、個人にあっては県内に居住する者であること。 （２）園芸作物を栽培する面積が概ね 10a 以上であり、その園芸作物を販売する者。 （３）暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。 （４）県税に未納がないこと。
事業内容	園芸生産用の電気設備を用いて園芸作物を栽培する生産者に、令和 3 年度と比較して高騰した電気料金の一部を補填することで、電気料金の高騰が農業経営に与える影響を軽減する。
補助対象経費	取組主体の園芸生産用の電気設備稼働に係る令和 5 年度と、令和 3 年度の電気料金総額を比較して、高騰により増額した電気料金。 算定方法は以下のとおりとする。 (令和 5 年度の電気料金総額) - (令和 3 年度の電気料金総額) = 補助対象経費
補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内

別表2 園芸設備電気料金緊急補填事業費補助金の交付対象となる事務的経費

事業実施主体 (事務的経費に限る。)	次の（１）または（２）のいずれかに該当する者 （１）農業協同組合法（昭和 22 年法第 132 号）に規定する農業協同組合 （２）その他営農集団（３戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）
事業内容	事業実施主体が園芸設備電気料金緊急補填事業を円滑に推進するために行う事務に要する経費を補助する。
補助対象経費	事業実施主体が本業で行うべきものを除く、本事業を実施するために直接必要な旅費、役務費、使用料、通信費、消耗品費、人件費、その他経費
補助率	園芸設備電気料金緊急補填事業で申請する補助対象経費の 3 % 以内